公妻	を年月	月日	令和7年6月4日
所	属	名	自然経済推進部みどりと水の まちづくり課

契	約業	<b>当</b> 名	4 · 住	三所	埼玉県川越市木野目1802番地14 株式会社 常陸
工	事	0)	名	称	公衆トイレ整備工事
工	事		場	所	野田市木野崎地先
種				別	建築一式工事
工	事		期	間	令和7年6月5日から令和7年12月25日まで
契	約		金	額	51,700,000 円 (税込)
エ	事	D	概	要	老朽化しているスポーツ公園の公衆トイレを自己完結型ミネラルイオン水洗トイレとして、 改築・リニューアルすることで自然環境に配慮したインフラ整備と災害時の対応強化を図り 利便性の向上を図るもの。
随	意 契	約	の理	由	本工事は、老朽化しているスポーツ公園の第2公衆トイレを自己完結型ミネラルイオン水洗トイレとして、改築・リニューアルすることで自然環境に配慮したインフラ整備と災害時の対応強化を図り利便性の向上を図るもの。内申業者は、汚染物質(溶解性有機物)を急速に分解・凝集・析出を実現するミネラルイオン溶液(LEPROX)を用いたトイレ機能を特許開発した業者であり、汚水の再生循環が可能となる複合専門的知識及び技術等を有し、他の者では履行できないため。

公妻	を年月	月日	令和7年6月5日
所	属	名	総務部営繕課

契	約業者	首 名		住	所	千葉市中央区本千葉町15番1号 東芝エレベータ 株式会社
工	事	0)	名	1	称	野田市本庁舎6号機エレベーター改修工事
工	事		場		所	野田市鶴奉7番地の1
種					別	機械器具設置工事
工	事		期		間	令和7年6月6日から令和8年3月15日まで
契	約		金		額	55,000,000円(税込)
エ	事	の	概	E	要	本庁舎6号機エレベーターの改修工事一式を行うもの。
随	意 契	約	Ø	理	由	庁舎に設置されているエレベーターの機種は、既に生産中止となっており、機能を維持するために必要な部品の供給も令和6年3月末に終了している。したがって、故障した際には当該部品の交換ができず、使用できなくなり、施設運営に著しい支障をきたすことが考えられるため、計画的に改修工事を行う必要がある。本工事は、エレベーターの部分改修を既設機種の製造会社に施工させることにより、既設部分との施工責任の一元化を図ることを目的とするものであり、競争入札に適さないことから、既存のエレベーターの製造会社である内申業者に改修工事の発注をしたもの。

公妻	長年月	月日	令和7年6月26日
所	属	名	自然経済推進部スポーツ推進 課

契	約業	者 名	i • 住	所	埼玉県川越市木野目1802番地14 株式会社 常陸
工	事	$\mathcal{O}$	名	称	(仮称)関宿スポーツフィールド整備工事(便益施設)
工	事		場	所	野田市古布内字郷地先
種				別	建築一式工事
工	事		期	間	令和7年6月27日から令和8年1月30日まで
契	約		金	額	50, 380, 000 円 (税込)
エ	事	Ø	概	要	(仮称) 関宿スポーツフィールドのトイレを自己完結型ミネラルイオン水洗トイレとして整備するため、既存の関宿少年野球場のトイレを改築し、多目的グラウンド脇に設置することで、自然環境に配慮したインフラ整備と災害時の対応強化を図り、利便性の向上を図るもの。
随	意 契	約	の理	由	本工事は、(仮称) 関宿スポーツフィールドのトイレを自己完結型ミネラルイオン水洗トイレとして整備するため、既存の関宿少年野球場のトイレを改築し、多目的グラウンド脇に設置することで、自然環境に配慮したインフラ整備と災害時の対応強化を図り、利便性の向上を図るものであり、内申業者は汚染物質(溶解性有機物)を急速に分解・凝集・析出を実現するミネラルイオン溶液(LEPROX)を用いたトイレ機能を特許開発した業者であり、汚水の再生循環が可能となる複合専門的知識及び技術等を有し、他の者では履行できないため。

公表	5年月	月日	令和7年6月23日
所	属	名	土木部 下水道課

契	約業	者名	i ・ 住	所	株式会社第一テクノ 千葉営業所 所長 新井 延弘 千葉市中央区今井二丁目 1 4 番 5 号
工	事	$\mathcal{O}$	名	称	マンホールポンプ場通報装置通信回線変更工事
工	事		場	所	野田市木野崎字鹿野先他
種				別	電気工事
工	事		期	間	令和7年6月24日から令和7年10月31日
契	約		金	額	金額(税込) 2,200,000 円
工	事	Ø	概	要	通報装置(遠眼警備隊 $II$ )を設置しているマンホールポンプ場で、株式会社 NTT ドコモが FOMA (第 3 世代通信方式)を終了することに伴い、 $4G$ (第 4 世代通信方式)へ切り替える工事を実施するもの。また、併せて台町第 $2$ マンホールポンプ場の通報装置をコルソスから遠眼警備隊 $II$ へ交換するもの。
随	意 契	約	の理	由	内申業者は、対象となる設備と密接不可分の関係である市内マンホールポンプ場に設置されている通報装置(遠眼警備隊II)を開発した業者であり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備に著しい支障が生じる恐れがあるため。